令和８年８月 21 日

令和8年熊本地震に伴う災害ごみ受入を延長します。要事前申請

令和８年熊本地震に伴い発生した災害ごみについて、町が災害廃棄物仮置場を設置します。

■内　　容　町内のご家庭で発生した災害ごみを、町が指定する場所で受入します。
　　※持込はご自身で行ってください。
■対　　象　令和８年熊本地震に伴い発生（損壊）した災害ごみ
■場　　所　御船町ゲートボール場（御船町町民グラウンド西側駐車場）
■受入期間　９月４日（金）～　９月１８日（金）※8/29～9/3 は受入を停止
■閉 鎖 日　火曜・水曜・日曜
■時　　間　９時３０分　～　16 時 00 分
　　※午前 11 時 30 分～午後１時 30 分は受付を停止します。

①９月４日以降の災害ごみ搬入には、持込日の前日までに事前申請が必要です。

〇事前申請の受付　８月 28 日（金）～９月 17 日（木）９時～16 時（※12 時～13 時除く）
　　※土曜・日曜除く

〇以下の書類をお持ちの上、環境保全課窓口でお手続きをお願い致します。
（１）被災の状況がわかる写真 又は り災・ひ災証明
（２）持ち込む廃棄物の写真（おおまかな数量をお聞きします。）
（３）委任状（委任者の押印が必要）【該当する場合】
　※申請手続きを、被災された本人（世帯員）の代わりに、代理人（片付けを手伝われている友人やごみ収集運搬業者等）が行う場合に必要。

②仮置場に「持込できる」ごみ

〇今回の地震で損壊してごみになった物　※壊れていないものは対象外

③持込方法等の注意点

〇仮置場受付で、搬入受付書（申請時に交付）を提示してください。（必須）

【仮置場に「持込できない」もの】※お持ち帰りをお願いします。

■灯油等の燃料、車のバッテリー・タイヤ、スプレー・ガス缶、蛍光灯、生ごみ、本・雑誌、ブラウン管テレビ　※冷蔵庫は必ず中身を空にして持ち込むこと
■業者による解体、リフォームで発生したごみは受入しません。
■災害と関係ないごみや、事業所・町外で発生したごみは受入しません。
■通常の生活ごみ（燃やすごみ、資源ごみ、ただの不要なごみ）は受入しません。
■農業用ビニール、農業機械
■その他、仮置場での受入・処理が困難なもの

搬入図

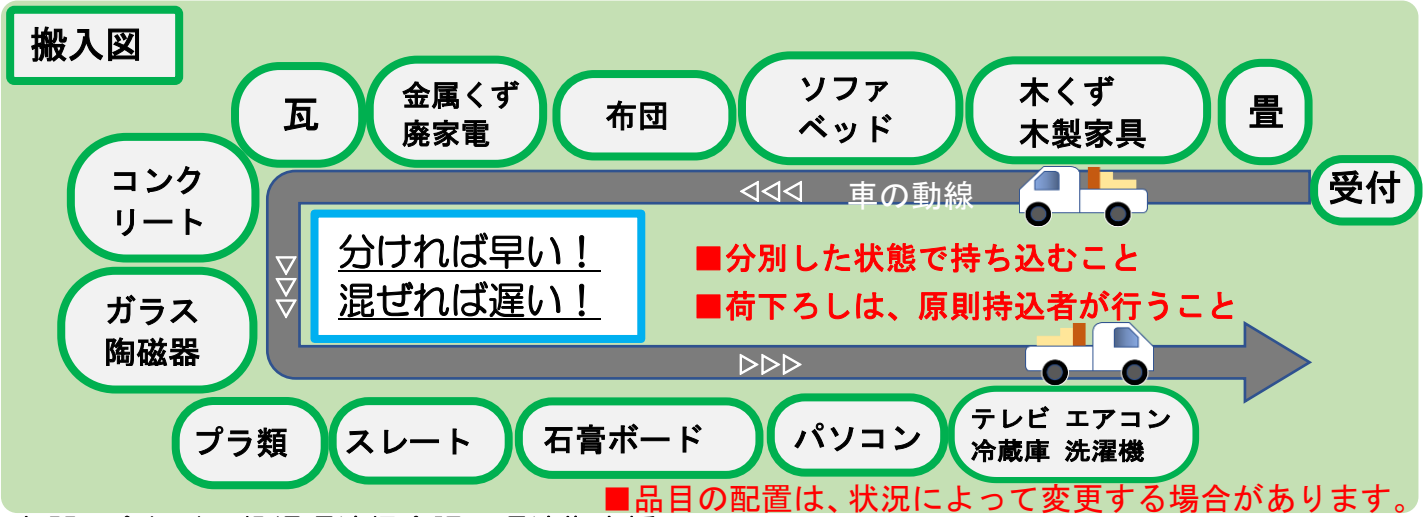

■品目の配置は、状況によって変更する場合があります。

お問い合わせ：役場環境保全課・環境衛生係☎096-282-1604